

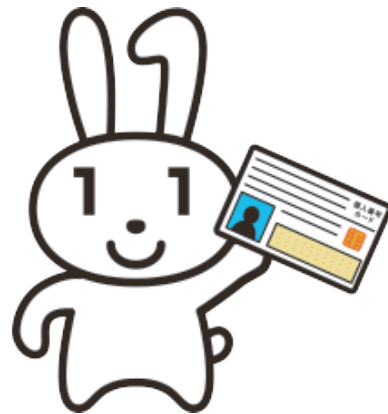
10月からスタート！！ マイナンバー制度が始まります。

平成27年10月5日に「マイナンバー法」が施行されます。
これから皆様一人一人に、12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。
住民票の住所に「**通知カード**」が送付されます。

●マイナンバーとは??

住民票を有する一人一人に付けられる12桁の番号のことで、個人番号とも呼ばれます。国の機関や村が持っている様々な情報を同一人物の情報かどうかを判断する際にマイナンバーが利用されます。

このマイナンバーを国や地方公共団体が、社会保障と税、災害対策の3つの分野で活用することにより、住民サービスの向上が図られます。



●マイナンバーはいつ通知されるの??

村民の皆さんにマイナンバーをお知らせするのは、**10月中旬から11月下旬までの間(予定)**になります。村内においては、配達が始まってから、全世帯に配達を終了するまで10日間程度を要することが見込まれています。

住民票の住所に簡易書留で「通知カード」が郵送されます。世帯のみなさんの番号が入っています。また、「個人番号カード」の申請様式も同封されていますので、「個人番号カード」を作成する方は、その用紙を使って申請してください。

●「通知カード」と「個人番号カード」って何が違うの??

「通知カード」は、みなさんにマイナンバーをお知らせするものです。ですから、これだけで身分証明書としての利用はできません。**「通知カード」は、有効期限がないため紛失すると再交付を受けることとなります。再交付には手数料が必要**です。

「**個人番号カード**」は、取得を強制するものではありませんが、みなさんの**申請により交付**されます。表面には、氏名、住所、生年月日、性別の4つの情報と顔写真が掲載されますので、身分証明書としてもご利用いただけます。裏面には、マイナンバーが記載されています。

「個人番号カード」は、20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年が有効期限です。初回の発行は無料ですが、再交付からは、手数料が必要です。

●「個人番号カード」を申請したらどうやって受け取るの??

「通知カード」と同封の申請書または、WEB申請が可能です。**平成28年1月から交付**が開始されます。「個人番号カード」は、交付の準備が整うと、はがきで申請者あてに交付通知書をお送りしますので、運転免許証などの本人確認書類と「通知カード」をお持ちになり、役場窓口までお越しいただきます。

暗証番号を設定していただき、個人番号カードを交付いたします。

なお、**11月の広報せきかわと一緒に、マイナンバーカードの説明冊子を各世帯に配布する予定**です。

裏面もご覧ください。

<お問合せ先>

マイナンバー制度全般に関するお問合せは・・・ 関川村役場 総務課 TEL 64-1476
通知カード・個人番号カードに関するお問合せは・・・ " 住民福祉課 TEL 64-1471